

静岡県告示第491号

静岡県盛土通報制度に関する要綱を定めたので、告示する。

令和4年7月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県盛土通報制度に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、違法な盛土や既存盛土の異常等を早期に発見し、迅速かつ適切に対応して、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護するため、盛土の異常等を通報する制度について必要な事項を定めるものとする。

第2 情報提供

- (1) 違法な盛土や既存盛土の異常等を発見し、又は違法な盛土を行った者を知り得た者は、速やかに知事に情報提供するものとする。
- (2) 情報提供は、静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課に設置された専用電話若しくはインターネットを通じ、又は郵便その他の方法により行うものとする。

第3 情報の管理

違法な盛土及び既存盛土の異常等の情報の管理は、次の事項を記載した盛土情報受付簿によるものとする。

- (1) 情報提供の方法に関する事項
- (2) 情報提供を行った者に関する事項
- (3) 違法な盛土や既存盛土の異常等を確認した日時又は発見の日時に関する事項
- (4) 違法な盛土や既存盛土の異常等を確認した場所に関する事項
- (5) 違法な盛土や既存盛土の異常等に関する事項
- (6) 違法な盛土や異常な事態が発生した既存盛土を行った者に関する事項
- (7) その他必要な事項

第4 情報の措置

知事は、第2に規定する情報提供があった場合は、必要に応じてくらし・環境部環境局盛土対策課等の職員を現場に派遣し、写真撮影、証拠物の収集等の調査を行わせるとともに、速やかに関係機関と連携を図り、必要な措置を講じるものとする。

第5 報奨

- (1) 知事は、第2に規定する情報提供のうち、次のいずれにも該当する場合は、当該情報の提供を行った者に対し、予算の範囲内において報奨を行うものとする。
 - ア 災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる違法な盛土や既存盛土の異常に係るものであること。
 - イ 違法な盛土の行為者が判明したこと。
- (2) 報奨の額は、1件当たり10,000円とする。

第6 所掌

この要綱の事務は、くらし・環境部環境局盛土対策課において所掌する。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。